

「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」(第4回)資料

「日本企業のグローバル・キャッシュ・マネジメントと 金融法制の課題」

企業の資金調達の円滑化に関する協議会
(略称:企業財務協議会)

沿革(企業財務協議会):

通商産業省(当時)の産業構造審議会産業資金部会産業金融小委員会において、企業の資金調達環境の整備を目的として産業金融を巡る諸問題について検討を行い、1991年6月及び11月に提言を公表した。

「企業の資金調達の円滑化に関する協議会(略称:企業財務協議会)」は、この審議結果を踏まえ、また大蔵省(当時)の金融制度調査会・証券取引審議会の検討結果を踏まえつつ、企業の資金調達の円滑化の観点から重要と考えられる問題点について、重点的かつ機動的に議論を行うとともに、検討結果の実現に向けて関係各方面に積極的な働きかけを行うことを目的として1992年2月に設立された、民間企業の自主的な団体(任意団体)である。

会員企業及び幹事会社(企業財務協議会):

参加企業は、産業金融に関する問題に関心を有する企業63社で発足(2014年9月現在、39社で構成)し、繊維、石油化学、石油精製、鉄鋼、産業機械、電子・電気機械、自動車、電力、都市ガス、総合商社、信販・リースといった、(当時直接の大蔵省の規制下にあった)銀行・証券などの伝統的金融機関を除く多業種にわたっている。

現在の幹事会社は、オリックス、新日鐵住金、住友化学、東京ガス、日立製作所、三菱重工業、三菱商事、三井物産の8社となっている。

事業会社を取り巻く資金調達環境：

金融機関借入

金融法制
(例：大口信用供与
規制)

社債発行

事業会社

格付機関
(例：米国流の評価
基準)

株式発行

株主
(例：Stewardship
Code)

事業会社のグローバル・キャッシュ・マネジメントの取り組み:

現状:

金融子会社を設立、親子間の金銭貸借を実施

- ・グループ企業間の資金効率化が目的
- ・キャッシュ・プール導入
- ・将来的にキャッシュ・プール以外、グループ企業各社の為替予約や外為ドキュメント手続き、決済などトレジャリー業務全般を業務委託を受けて纏めて行う方向性あり。

課題:

- ・日本の金融法制(貸金業法、租税条約等)
- ・システム構築、拡大(金融機関 or ITベンダー起用)

事業会社における貸金業法の課題:

- 体制整備義務や行為規制への対応コスト

例: 人的要件

貸金業の実務経験3年以上の常勤の役員

貸金業務取扱主任者の設置

⇒事業会社の金融子会社において、上記要件を満たす人材をコンスタントに確保することは難しい。

- グループ企業全体での資金効率化の阻害要因

例: 先進各国において事業会社間の金銭消費貸借を規制する法律は稀である。

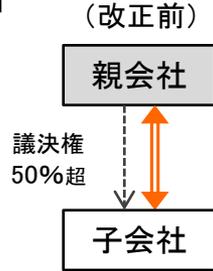
⇒海外で金融子会社設立、日本への資金還流回避。

グループ会社間等の貸付けに係る貸金業規制の適用の見直し(今年4月)

→ : 貸付け
 - - - - -> : 資本関係

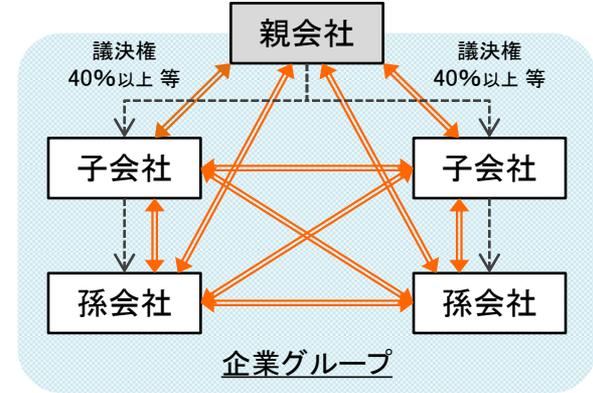
グループ会社間の貸付け

【親子会社】



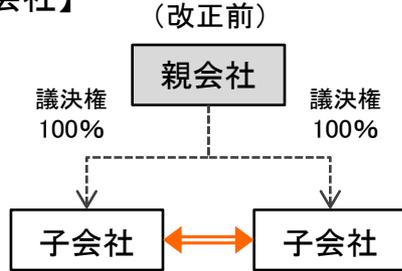
- ◆ 法令上、適用除外とする規定はなく、原則として、貸金業の登録が必要。
- ◆ 解釈上、親会社が子会社の議決権の50%超を保有する場合の貸付けに限り、登録を不要とする運用。

(改正後)



親会社と実質支配力基準に基づく子会社(注1)で構成される企業グループに属する会社等(注2)の間で貸付けを行う場合、貸金業規制の適用除外(登録を不要)とする。

【兄弟会社】



- ◆ 法令上、適用除外とする規定はなく、原則として、貸金業の登録が必要。
- ◆ 解釈上、共通の親会社が議決権を100%保有する一人会社間(兄弟会社間)の貸付けに限り、登録を不要とする運用。

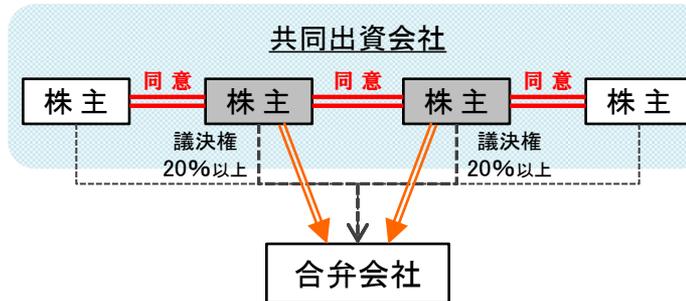
当協議会メンバー: 議決権が40%未満の会社への貸付けが残るケースあり。

合併会社への貸付け

(改正前)

- ◆ 法令上、適用除外とする規定はなく、原則として、貸金業の登録が必要。
- ◆ 解釈上、合併会社の議決権の50%ずつを保有する二社が株主間契約に基づき同時・同額・同条件で行う貸付けに限り、登録を不要とする運用。

(改正後)



合併事業における株主(共同出資者)から合併会社への貸付けを行う場合、①全ての株主の同意に基づくものであること、②貸付けを行う会社が合併会社の議決権の20%以上を保有していることが満たされていれば、貸金業規制の適用除外(登録を不要)とする。

当協議会メンバー: 株主以外のグループ金融子会社からの貸付けあり。

(出所)「金融法務事情」の金融庁作成資料に一部加筆。

(注1) 会社法施行規則第3条第3項第3号に基づく子会社(会社等が他の会社等の議決権を自己の計算において所有していない場合等)を除く。

(注2) 会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。

課題①:貸金業法との関連 その1

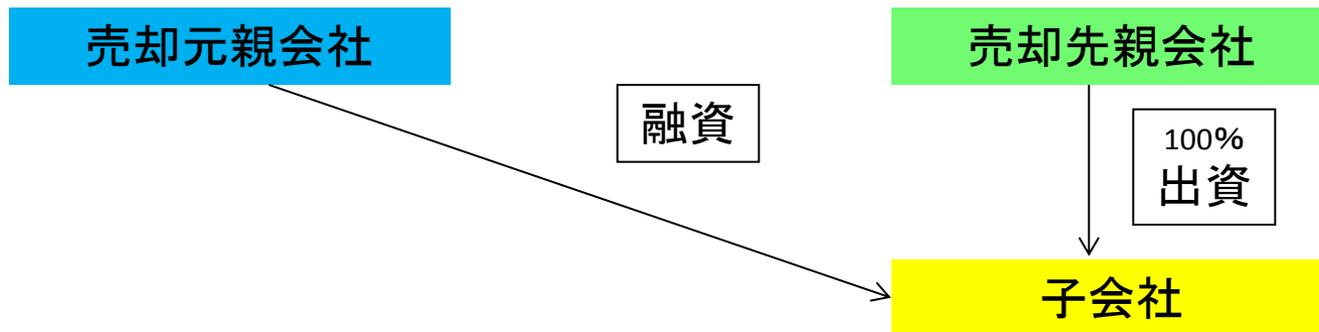
「親会社と実質支配力基準に基づく子会社で構成される「会社グループ」に属する会社間(親子・兄弟会社等の間)で行われる貸付け」に関して

産業の新陳代謝を促進するためにグループ会社の再編を行うことが想定される。実際、グループ会社を売却した際、金融機関等から融資を得られるまで時間を有する場合がある。斯かる状況に対処する為、売却元親会社からの貸付けについては一定期間に限り規制の適用除外とするよう柔軟な対応をお願いしたい。

売却前:



売却後:

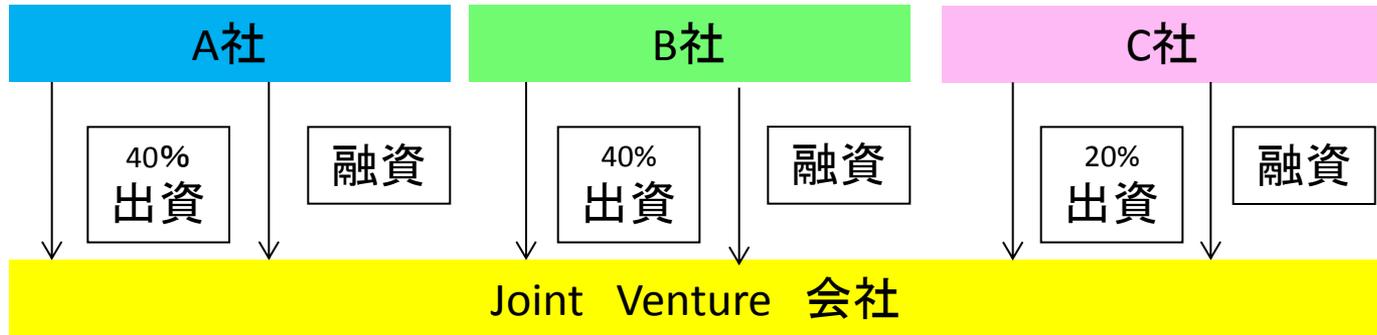


課題②: 貸金業法との関連 その2

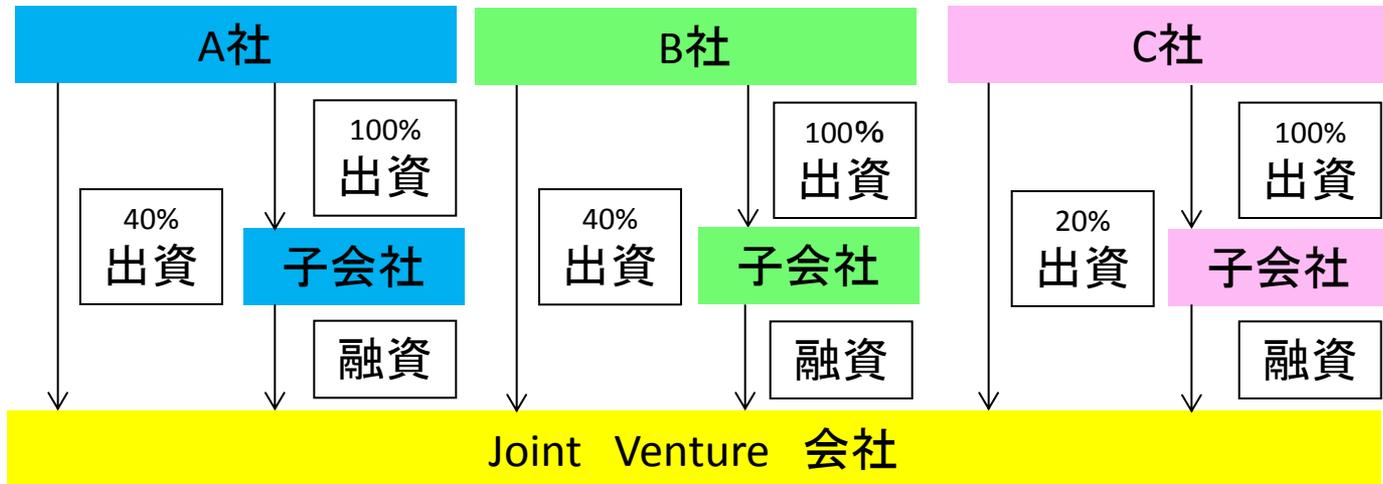
「合併事業における株主から合併会社への貸付のうち、「全ての株主の同意」に基づくものであり、かつ、貸付けを行う会社が合併会社の「議決権の20%以上」を保有している場合の貸付け」に関して

合併会社の株主からの貸付けのみを適用除外としているため、当該株主の100%子会社(いわゆる金融子会社)からの貸付けもグループ会社の一環として適用除外として頂きたい。事業会社のなかには、グループ資金を円滑に管理するため、金融子会社を設立している場合が存在する。「全ての株主の同意」を得た100%子会社からの貸付けは規制の適用除外とするなど柔軟な対応をお願いしたい。

現行規制:



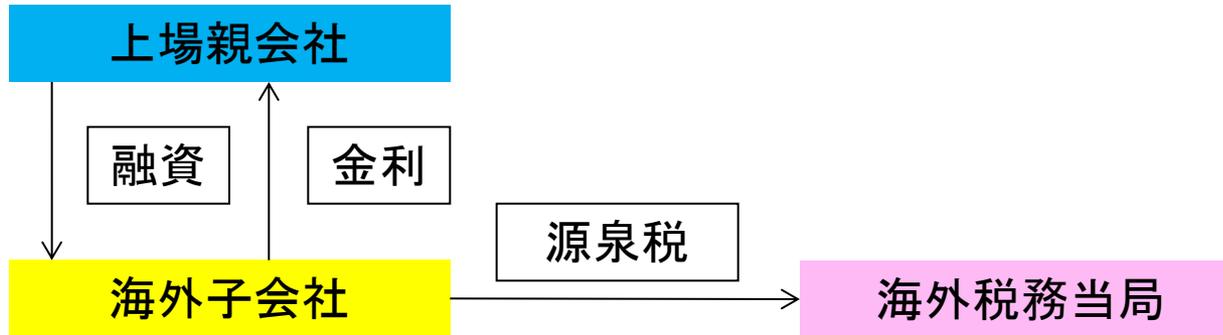
要望事項:



課題③：租税条約との関連

本邦企業の海外拠点を含めた企業グループ全体としての最適な資金管理(キャッシュマネジメント)システムを構築するためには、租税条約の改正を含めた総合的な取り組みが必要である。各国との包括的な関税引き下げ協議が続く中、本邦企業によるさらなる生産拠点のグローバル化が見込まれる。斯かる環境下、各国金融規制によって引き起こされるグループ資金の目詰まりが、バリューチェーンの障害及び本邦企業の国際競争力低下に繋がらぬよう省庁間の横断的な取り組みを期待する。具体的には、上場会社と海外子会社とのグループ会社間の金銭貸借に関わる利子の源泉徴収を免除するよう租税条約改正に向けた他省庁への働きかけを期待する。

現行規制:



要望事項:

